

伊達市

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の利用者を募集します

こども誰でも通園制度って？

- 理由を問わず利用可能です。
- 月10時間まで利用できます。
- ふだん保育園等に通っていないこどもが対象です。



どんなことができるの？

- 園の活動や他のこどもたちと一緒に過ごすことで、成長や発達に良い影響がもたらされます。
- お子さんの発達や離乳食など、育児のアドバイスを受けることができます。

「一時保育」との違いって？

- 一時保育は就労などの理由により一時的に保育が必要となったこどもを預かるのに対し、誰でも通園制度はこどもの成長の観点から、より良い育ちの環境を作ることを目的としています。
- 月あたりの利用日数の上限や利用料も異なります。

対象のこども

- 1歳～満3歳未満までのこども
- 伊達市在住
- 保育園・認定こども園・小規模保育施設・企業主導型保育事業所等に在籍していないこと
※ 保護者の就労状況は問いません。

実施曜日

月 から 金
(土日祝日を除く)

利用定員

1日 2人
(午前1人・午後1人)

利用可能時間、料金

こども1人1回 600円
※減免対象有

- ① 9:30～11:30
- ② 14:30～16:30

※1利用単位2時間

※月最大5回(上限10時間)



利用対象施設

実施形態

伊達市立保原保育園

伊達市保原町字東台後80番地1
電話番号：024-576-2578

余裕活用型・柔軟利用

利用の流れ



1

乳児等支援給付認定申請

- ① つうえんポータルからの申請
- ② 市役所または園で記入・申請



つうえんポータル

2

園に問い合わせ（乳児等支援給付認定後）

園に直接ご連絡いただき、初回面談・見学の調整をしてください。

3

初回面談・園見学・利用申請

初回面談（親子での面接）及び園内見学後、利用申登録請書等を提出していただきます。
※ 安全に保育を行うため、アレルギー等の聞き取りをしています。

4

保育利用

園と利用日を調整し、保育をご利用いただきます。
※ 希望する日に利用できない場合があります。

注意事項

- ・ 乳児等支援給付認定は、当該事業の利用資格を証明するものであり、手当などの金銭が支給されるものではありません。
- ・ 利用料は、月ごとに園から送付される納付書でお支払いください。
- ・ キャンセルする場合は、事前に園に連絡してください。
- ・ 送り迎えは、保護者の方が責任をもって行ってください。

【利用に関するお問い合わせ】

伊達市立保原保育園

電話番号：024-576-2578

【制度に関するお問い合わせ】

伊達市教育委員会 こども部こども未来課

電話番号：024-573-5691